

強制不妊 救済範囲を拡大

東京高裁、賠償請求「2024年まで」



舊優生保護法

「不良な子孫の出生防止」という目的で1948年に成立。遺伝性の精神疾患があることなどを理由に、本人の同意がなくても都道府県の審査会が認めれば不妊手術を強制的に行うことができた。強制不妊手術の条項を削除して母体保護法に改正される96年までに約2万5千人が手術を受け、うち約1万6千人は強制だった。

同種訴訟で国の賠償責任を認めたのは2月の大坂高裁判決に続いて2例目。今回の判决は、原告だけなく旧法の被害者が2024年まで賠償請求ができるとの解釈を示し、より救済範囲を広げる判断となつた。

旧優生保護法の下で不妊手術を強いられたのは憲法違反として、東京都の男性(78)が国に3千万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が11日、東京高裁であつた。平田豊裁判長は一審判決を変更し、旧法そのものを明確な違憲としたうえで国に1500万円の賠償を命じた。原告側の逆転勝訴となつた。

国に2例目の賠償命令

説明。この時点での「ようやく社会全体で不妊手術が違憲だと明確に認識できた」とした。

ないと判断していた。

が過ぎたことで賠償を求められないのは「著しく正義の理念に反する」と判断した。

そのうえで、原告を含む旧法の被害者が国の不法行為を認識できたのは、「一時金支給法」が施行されると厚生労働省が謝罪した

を5年間（19年～24年）に
したことから、「5年間が
経過するまでは除斥期間の
効果も生じない」と結論(1)
け、原告以外の被害者が陪
償訴訟を今後起こせる余地
があることを示した。

は、「東京高裁は原告の男性だけでなく、被害者すべてが救われる道筋をつけてくれた」と評価した。

成蹊大の渡辺知行教授(ともひら)（民法）は「東京高裁は被害者の思いに寄り添い、大阪高裁よりはるかに救済範囲を広げた。画期的な判断で、今後の判決にも影響を

除斥期間をめぐる 判決の認定	
大阪高裁判決 (2月)	1948年 旧優生保護法成立
	57年 東京の原告が手術
	77年 20年が経過
起算点	96年 旧優生保護法改正。強制不妊手術の規定を削除
20年が経過し、 16年請求権消滅	2018年 仙台地裁に全国初の提訴
原告1人の例 原告が同種訴訟 を認識	5月 東京地裁に提訴
6ヶ月間は 請求権あり	19年 4月 被害者への一時金支給法が成立
例外	5月 仙台地裁判決
	20年6月 東京地裁判決
東京高裁判決 (3月)	起算点 20年が経過し、 77年請求権消滅
	被害者が被害認識 2024年まで 請求権あり
	例外

を5年間（19年～24年）としたことから、「5年間が経過するまでは除斥期間の効果も生じない」と結論で「訴訟を今後起こせる余地があることを示した。

大阪高裁判決は、同種訴訟の提起を知ってから6か月以内は除斥期間を適用しないと判断していた。

厚労省は判決後「主張が認められなかつた。適切に対応する」とのコメントを出した。
（村上友里）